

## 【別紙】

諮問番号：平成30年諮問第1号

答申番号：平成30年答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却するべきであるとした審査庁の裁決についての考え方は、適法かつ妥当である。

### 第2 事案の概要

- 1 平成29年10月27日、福祉部子育て支援課の担当職員（以下「担当職員」という。）は、木更津市立〇〇保育園に入園している審査請求人の子（以下「当該園児」という。）が、引き続き同保育園に継続して通園することを希望したことを確認した。
- 2 平成30年2月1日から2月28日までの間、平成30年度の保育園の保育料を算定するため、保育料算定に必要な税情報等を担当職員が確認した。
- 3 平成30年3月1日、処分庁は、当該園児に係る平成30年度分（4月～3月）の保育料を月額37,000円とする本件処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、平成30年3月13日、木更津市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。
  - (1) 当該園児の保育料が37,000円になったことについて、課税対象額に疑義がある。
  - (2) 長男については、〇〇に〇〇保育園に勧められて行きだした時点又は入園時点において、療育手帳の申請手続きについての説明等が行われるべきであったがこれまでなされなかった。

この点について、平成30年7月25日付け反論書では、「今回の「審査請求」は、「長男の入園時からの保育料と次男の入園時からの保育料の両方」の審査請求です」との記載が認められる。

また、入園時からの療育手帳の案内手続の未処理（不作為）の未改善があった、との記載も平成30年10月16日付け主張書面からも認められる。
- 2 処分庁が、弁明書及び再弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 本件処分は、審査請求人の属する世帯構成、当該園児の父母の就労時間、当該園児の年齢、当該園児の父母の市民税所得割額等を基に、木更津市保育料等徴収規則（平成4年木更津市規則第21号）別表第2に掲げる第7階層第1子に属すると判断し、保育料を算定したものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）の療育手帳の交付を受けた者であって、市民税所得割額の合計額が77,101円未満の場合には保育料の軽減措置の対象となる場合があるが、本件処分については軽減の対象にならず、その旨の説明も審査請求人に行っている。
- (3) 本件処分は、審査請求人の次男に係る平成30年4月から平成31年3月までの期間の保育料を決定したものであり、審査請求人の長男に係る主張については、本件審査請求に係る保育料決定処分に影響を及ぼすものではない。  
以上のことから、処分庁が行った本件処分には、違法又は不当な点は認められないので、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、棄却すべきである。

##### 2 判断の理由

審理員の判断理由は、「第3 審査関係人の主張の要旨」2の処分庁の主張の要旨と同旨。

#### 第5 審査庁の裁決についての判断

本件処分の維持が適当である。

#### 第6 調査審議の経過

平成30年 9月 5日	審査庁から諮問書を受付
平成30年 9月25日	調査審議
平成30年 9月27日	審査請求人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
平成30年10月17日	審査請求人から主張書面を受付
平成30年10月31日	調査審議

#### 第7 審査会の判断の理由

審査会の判断の理由は、審理員意見書の「理由」と同旨であり、次のとおりである。

##### 1 結論の理由

- (1) 保育園などの施設において特定教育・保育等を受けた場合の保育料については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第3

項等により、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）で定める額を限度として、特定教育・保育等を受けた子どもの保護者が属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案し市町村が定めることとされている。

- (2) これを受け、木更津市では、保育料につき、木更津市保育園の設置及び管理に関する条例（昭和62年木更津市条例第14号。以下「保育園条例」という。）第7条に基づき、木更津市保育料等徴収規則（以下「保育料規則」という。）第3条及び第5条において、その額や納入期限等を定めており、保育料の月額については、保育料規則別表第1及び別表第2において規定している。
- (3) ある園児が特定教育・保育等を受けた場合に、その保護者が負担する保育料の算定にあたり、保育料規則別表第1又は別表第2のいずれかの規定を適用するかについては、その園児が、支援法第19条第1項各号に掲げる区分のいずれかに該当するか認定し、さらにその園児が同項第2号又は第3号に掲げる区分に該当する場合には、その園児に係る保育必要量の認定を行うとされている。
- (4) 保育必要量の認定については、支援法第20条第3項により、政令で定めるところにより認定を行うものとするとしており、その認定に当たっては、子ども・子育て支援法施行令第1条において、その園児が家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うものとされている。子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項において、その状況に応じた保育必要量の認定をひと月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。以下「保育標準時間認定」という。）又は平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。以下「保育短時間認定」という。）の区分に分け行うものとされているが、同条第2項において、市町村が、保育必要量の認定を同条第1項に規定する区分に分けて行うことが適当でないと認める場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該区分に分けないで行うことができることとされている。

木更津市では、保育必要量の認定につき、木更津市保育の必要性の認定に関する条例（平成10年木更津市条例第4号）第2条において保育の必要性の認定基準を定め、木更津市教育・保育の必要性の認定等に関する規則（平成26年木更津市規則第41号）第5条において、保護者が一月において、月を単位に同規則で定める時間以上労働する場合、その時間に応じて保育標準時間認定又は保育短時間認定のいずれかに区分している。一月において120時間以上労働することを常態としている場合には保育標準時間認定とし、一月において64時間以上120時間未満労働することを常態としている場合には保育短時間認定としている。

- (5) さらに、適用を受けることとなった保育料規則別表の階層区分に応じ、それぞれの階層区分に定められている額が保育料の月額となること、保育料規則別表の階層区分のいずれかに属することとなるかは、特定教育・保育等を受けた園児の保護者が属する世帯の市町村民税所得割の額により決定される。

特定教育・保育等を受けた園児の保護者が属する世帯の市町村民税所得割の額の算定方法については、基本的にはその園児の父母それぞれの課税額を合算することにより算定される。また、父母以外の保護者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合（特定教育・保育等を受けた園児を地方税法上の扶養親族としている場合等）には、当該父母以外の保護者の課税額を含めて算定される。

階層区分は、特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては当該特定教育・保育等のあった月の属する年度の前年度の市民税所得割の額に応じ、特定教育・保育等のあった月が9月から翌年3月までの場合にあつては当該特定教育・保育等のあった月の属する年度の市民税所得割の額に応じ、それぞれ決定される（保育料規則別表第1備考の3及び別表第2備考の5）。

- (6) 特定教育・保育等を受けた園児の世帯につき、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する者で現に児童を扶養しており、母子又は父子以外に同居者がいない世帯である場合や、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳の交付を受けた者や、療育手帳制度要綱の療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）の国民年金の障害基礎年金等の受給者等を有する世帯の場合、保育料規則別表第2において同一世帯に2人以上特定教育・保育等を受けている子どもがいる場合など、世帯の状況によっては、上記（1）から（5）までにより決定された保育料が軽減される場合もあるとされている（保育料規則別表第1備考の6から備考の9まで及び別表第2備考の8から備考の12まで）。

## 2 審査請求人の世帯の状況等について

- (1) 当該園児については、平成30年4月1日時点における年齢は2歳である。
- (2) 審査請求人の属する世帯は、当該園児から見た場合、父（審査請求人）、母、兄、本人（当該園児）、母方の祖父、祖母及び叔母で構成されており、当該園児の父母（以下「保護者」という。）の一月当たりの就労時間から、当該園児は支援法第19条第1項第3号に該当する。
- (3) 審査請求人は、保育園条例第7条に規定する扶養義務者であり、保育料規則第5条に規定する保護者である。
- (4) 保護者の一月当たりの就労時間については、120時間以上労働することを常態としていることから、木更津市教育・保育の必要性の認定等に関する規則第5条第1項第1号の規定により、保育必要量を保育標準時間と認定している。
- (5) 保護者の平成29年度の市民税所得割の額は、父が64,300円、母が45,100円、合計109,400円であり、当該園児の保育料の算定に当たっては、保護者の市民税所得割額の合計により算定を行っている。
- (6) 平成30年4月1日より当該園児が審査請求人の世帯の中で、小学校就学前の子ども

の内最も年長の子どもである。

3 当該園児の平成30年度分（4月～3月）の保育料について

本件処分に係る保育料月額37,000円については、1の（1）から（5）までに示した法令等により適正に算定したものであり、審査請求人が主張する1の（6）による療育手帳制度要綱の療育手帳の交付を受けた者に該当するものの、軽減の対象となる範囲は市民税所得割額が77,101円未満の場合であり、審査請求人の世帯については、保護者の平成29年度の市民税所得割の合計額が109,400円であることから、軽減の対象とならない。

その他保育料規則第6条各号に規定する減免事由のいずれにも該当しない。

従って、本件処分は法令の規定に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

4 審理員の審理について

本件審査請求に係る審理は、適正に行われたものと認められる。

5 結論

以上のとおりであるから、審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

6 付言

審査会の判断は上記のとおりであり、本件処分の適法性及び妥当性の判断に影響を及ぼさないが、次の点について付言する（前記第3の1（2）について）。

「〇〇」に〇〇保育園にすすめられて行きだしてから、「療育の条件」は出来ており、制度が有るにも関わらず、教えて頂けなかった」という審査請求人の長男の入園時からの保育料に関する主張に関しては、福祉施策として受けることができる選択肢や、申請の手續のことなどについて、市民の立場からは十分な説明を受けていないという、行政に対する不信感の表れといえる。

今日の福祉関連法規や制度設計は非常に複雑であり、一般市民にとっては、自ら積極的に制度を調べ、理解することは必ずしも容易ではないことから、多くの市民に活用してもらえるよう様々な手法を講じて広く周知を図ったり、個別に説明を行ったりすることは、福祉行政が担う重要な責務である。

また、保育園条例では児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する「扶養義務者」を用いているが、保育料規則では児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定する「保護者」という用語を用いていること、また、保育料規則で規定する減免事由の該当性の判断について分かりにくい点もある。

保育料の額の算定に限らず、園児やその保護者が受けることができる福祉に関する施策やその手續などについては、保護者や市民等の立場に立ち、可能な限り、より具体的かつ丁寧な説明ができるように改善することが望まれる。

なお、主張書面（平成30年10月16日付け）の2審査請求の趣旨（2）記載の実態調査については、行政不服審査会の審査対象外である。

平成30年11月12日

木更津市行政不服審査会

会長 渡 邊 秀 孝

副会長 井 元 岳 史

委員 清 水 幸 雄